

運輸安全・安心通信

今月のテーマ

秋の全国交通安全運動が始まります



目的と期間

「秋の全国交通安全運動」は、今回が平成で最後になります。昨年の期間中における交通事故死者は、統計開始以降初めて100人以下となり94人です。平成元年の320人と比べると約70%減少しています。しかし人身事故の発生件数は約28%の減少、負傷者数では約27%の減少にとどまっています。交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、交通事故防止の徹底を図りましょう。

運動期間

平成30年9月21日(金)から30日(日)までの10日間

交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(日)

具体的な実施項目

全国重点ごとに、下記のそれぞれ掲げる項目(「全国重点に関する主な推進項目」から一部抜粋)を中心に教育・指導等を積極的に行い、一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど、交通事故の防止に努めましょう。

全国重点

- ① 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ② 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶

① 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

高齢運転者の交通事故防止

- 1) 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え)が交通行動に及ぼす影響などの安全教育
- 2) 70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進、高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
- 3) 高齢者の運転に関する家庭内での話し合いの促進

② 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

自動車運転者に対する実施内容

- 1) 夕暮れ時における自動車の前照灯の早め点灯の励行
- 2) 夜間の対向車や先行車がいけない状況におけるハイビームの活用
- 3) 横断歩道における歩行者優先と子供、高齢者、障害者等に対する思いやりのある運転の促進
- 4) 運転中のスマートフォン等の操作等の禁止の徹底

③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 1) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底
- 2) シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進

- 3) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
- 4) 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

④ 飲酒運転の根絶

- 1) 飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- 2) 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転をさせない運転者教育の推進
- 3) 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

発行者

上杉行政書士事務所 代表 上杉 麻美
神奈川県横浜市旭区左近山16-1 1-30-806
TEL&FAX 045-442-3592

行政書士法人シグマ 代表社員 阪本 浩毅
東京都中央区銀座一丁目13番1号
ヒューリック銀座一丁目ビル4階
TEL 03-6868-7256 FAX 03-6800-3604

ご用命・ご相談がございましたらお気軽にお問合せ下さい

一般社団法人 運輸安全総研トラバス
Mail tb@trubus.org ホームページ <http://trubus.org/>

トラバス